

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

秋 田 県 支 部

表 彰 規 程

(表彰の目的)

第1条 この規程は、本支部の役員、または会員事業者およびその従業員であつて、安全管理に尽力し、災害防止に貢献した者の功績を讃えるために、表彰することを目的とする。

(表彰者)

第2条 この規程に定める表彰は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部長（以下「支部長」という）が行う。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は次のとおりとする。

(1) 感謝状

(2) 表彰状

2 表彰には、賞与あるいは副賞を付与することができる。

3 感謝状は次の者に贈呈する。

(1) 支部または下部団体の役員

(2) その他

4 表彰状は次の者に贈呈する。

(1) 会員事業場

(2) 会員事業場の安全衛生担当者

(3) 会員事業場の従業員

(被表彰者の選考基準)

第4条 被表彰者は次の基準により選考するものとする。

1 感謝状

(1) 支部または下部団体の役員

支部の役員、又は下部団体の役員として7年以上安全管理活動を推進し、災害防止に多大の貢献をし、その功績が顕著な者。

(2) その他

支部の事業活動に多大な貢献をした者。

2 表彰状

(1) 会員事業場

推薦日を起算日として、過去3年間において休業4日以上の死傷災害が発生していないこと。

(2) 会員事業場の安全衛生担当者

同一会員事業場において15年以上勤務し、安全衛生業務に尽力し、災害防止に多大の功績があった者。

(3) 会員事業場の従業員

イ、フォークリフト等の運転者として7年以上従事し、過去3年間で自己の責任に基づくフォークリフト等の事故を起こしていない者。

ロ、事業場の労働災害防止に効果のある発案、発明等を行った者。

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者の推薦をしようとする者は、下記の書類を添付し支部長あてに推薦するものとする。

(1) 推薦調書(様式1または様式2)

(2) その他参考となる資料

2 前条第2項(1)においては自薦、他薦を不問とする。

(表彰者の選考)

第6条 被表彰者の選考および表彰は委員会によって決定する。

附則

1. この規程は昭和52年4月1日より施行する。

2. 令和7年6月9日改正(第1条、第3条、第4条、第5条、第6条)同日施行。